



令和5年度 坂町職員採用試験 受験案内 【建築・社会人経験者】

令和5年9月
坂 町

第1次試験日 令和5年11月5日（日）

申込受付期間 令和5年9月22日（金）～10月20日（金）

坂町職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験職種・採用予定人数

試験職種	採用予定人数
建築	若干名

2 受験資格

次の（1）から（6）の全ての要件を満たす人

- (1) 昭和58年4月2日～平成11年4月1日までに生まれた方（学歴は問いません。）
（令和6年4月1日現在で、25歳～40歳）
- (2) 次のア～ウのいずれにも該当しない人
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 坂町の機関から懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 日本国籍を有する人
- (4) 職務経験が通算して2年以上ある人（令和5年8月31日現在）
- (5) 1級建築士又は2級建築士の資格を有する人
- (6) 採用後は、坂町に居住できる人

3 受付期間

9月22日（金） ↓ 10月20日（金）	（1）郵送の場合は、10月20日（金）までの消印のあるものに限り、受付けます。 （2）受付事務は、午前8時30分から午後5時30分まで行います。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
-------------------------------------	---

4 受験手続

申込書の配布・提出先	坂町役場 総務部 総務課 郵送で請求する場合は、返信用封筒（角形2号）にあて先を明記し、120円切手を貼り同封してください。封筒の表に「採用試験申込書請求（一般事務）」と朱書きしてください。 ※坂町ホームページからもダウンロードできます。
受験申込に伴う提出書類	（1） 職員採用試験申込書 （2） 職員採用試験に伴うクラブ活動等の経験調査書 （3） アピールシート ※第2次試験の際の参考資料として使用します。 （4） 返信用封筒（長形3号） ・受験票を返送するために使用します。 ・封筒の表に宛先を明記し、84円切手を貼ってください。
受験票の交付	（1）受験申込後に郵送しますが、10月25日（水）までに届かないときは、当役場総務課にお問い合わせください。 （2）受験票の交付を受けたら、最近3ヶ月以内に撮影した脱帽上半身のものを貼って、試験当日持参してください。試験当日受験票に写真のない場合は、受験できません。

5 試験の方法

（1） 第1次試験

ア 職務基礎力試験、作文試験は高等学校卒業程度で行います。

イ 試験内容、問題形式及び試験時間は次のとおりです。

試 験	試 験 内 容	問題形式	試験時間
職 務 基 礎 力 試 験	公務に必要な基礎的な知的能力についての筆記試験 （「社会的関心と理解について問う分野」、「言語的な能力を問う分野」、「論理的な思考力を問う分野」の3つの分野から出題）	択一式	90分
作文試験	主として文章による表現力、構成力等についての試験で、課題はおおむね身近な事例から出題	記述式	1時間
適性検査	性格特性検査、職場適応性検査	マーク式	40分

（2） 第2次試験（第2次試験は第1次試験合格者について行います。）

個別面接を実施します。

6 試験の期日・会場等及び合格発表の方法

	期 日	会 場	実施の方 法	合格発表
第 1 次 試 験	令和5年 11月5日(日) 9時～14時頃 (受付8時30分～)	アセンブリーホール 広島県安芸郡坂町 平成ヶ浜一丁目3番19号 (坂町社会福祉協議会1階)	坂町が直 接行いま す。	令和5年11月中旬 (予定) 受験者全員に合否結果 を郵送します。 また、坂町ホームペー ジに合格者の受験番号を 掲載します。
第 2 次 試 験	令和5年 11月25日(土)	坂町役場 広島県安芸郡坂町 平成ヶ浜一丁目1番1号		令和5年12月初旬 (予定) 受験者全員に合否結果 を郵送します。 また、坂町ホームペー ジに合格者の受験番号を 掲載します。

7 合格者の採用及び給与

- (1) この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和6年4月とします。
 - (2) 最終合格者の数は、採用見込数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、
合格しても採用されないことがあります。
 - (3) 最終合格者には、職務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
確認できない場合は合格を取り消します。
 - (4) 職員採用試験申込書及びアピールシートの記載事項に虚偽又は不正があることが判明
した場合は、採用されないことがあります。
 - (5) 給与は、国家公務員に準じて支給します。初任給は年齢・経験により異なります。
- ※この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

8 第1次試験受験上の注意事項

- (1) 返送された受験票に写真を貼って、試験当日持参してください。
- (2) 受験番号は、試験当日受付で指定します。
- (3) 試験会場の駐車場の使用はできません。また試験会場及びその周辺への路上駐車は厳
禁とします。
- (4) 試験中は、携帯電話、スマートフォン、その他の携帯端末、電子辞書などすべての電
子機器の使用はできません。(時計としても使用できません。)
- (5) 身体に障がいがあり、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず
連絡してください。
- (6) 気象警報の発令等、災害の発生が予測される場合は、常時、連絡が取れるよう留意し
てください。

9 その他

この試験は、国家公務員、都道府県及び他の市町等に勤務する地方公務員の採用試験ではありませんので、注意してください。

受験手続、この試験についての問合せ先

坂町役場 総務部総務課（人事係）

〒731-4393 広島県安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号

電話：082-820-1500

